

■労働関係指標【令和8年8月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.5% (前月に比べて0.1ポイント上昇)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.18倍 (前月と同水準)
就業者数 (季節調整値)	6,834万人 (前年同月比14万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与を含む 原数値)	311,364円 (前年同月比3.8%増)

Topics 1. 改正公益通報者保護法について

近年、企業不祥事の早期発見や早期是正、さらにはコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、内部通報制度の重要性が高まっています。そのなかで、改正公益通報者保護法が令和8年12月1日に施行されます。今回の改正では、公益通報制度の実効性を向上させ、公益通報者の保護を一層強めるための抜本的な見直しが行われました。そこで、今回は改正内容について重要なポイントを解説します。

Point1 公益通報者保護制度とは

国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者等に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。公益通報者を保護するとともに、公益通報がなされた場合に調査や是正措置等のしかるべき対応をとる義務を事業者を負わせることで、事業者自体が不正行為に対する自浄作用を働かせることを期しています。

Point2 改正の背景

令和2年に同法の改正がなされたものの、依然として、従事者指定義務や体制整備義務を履行せず是正に時間を要したり、内部通報窓口の認知度及び活用の低さ、さらには、通報者に対する解雇等の不利益な取り扱いが行われる等の内部通報制度の実効性が十分に果たせていない実態がありました。これらの課題を踏まえて、制度の抑止力を高めるための改正といえます。

Point3 改正内容と事業者がとるべき措置の内容

	内容	事業者がとるべき措置
1.	事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上	
	<ul style="list-style-type: none"> 従事者指定義務に違反する事業者(従業員数300人超に限る)に対し、指導・助言・勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権や立入検査権限の新設 上記命令違反および報告懈怠・虚偽報告・検査拒否に対する刑事罰(30万円以下の罰金)を新設 労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示 	受付窓口、調査時等の利益相反の排除、不利益な取扱い防止、通報妨害・通報者探索の防止措置等の具体的事項を明確化する。
2.	公益通報者の範囲拡大	
	<ul style="list-style-type: none"> 正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー、役員、公務員、退職者(退職後1年以内に通報した者も含む)の他、フリーランス(業務委託関係終了後、1年以内の者含む)を追加 	フリーランスに対しても、労働者等同様に受付窓口等の周知をする。
3.	公益通報を阻害する要因への対処	
	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為の禁止およびこれに違反してされた合意等の法律行為の無効化(通報妨害の禁止) 正当な理由なく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求する等の公益通報者を特定することを目的とする行為の禁止(通報者探索の禁止) 	通報妨害・通報者探索を防ぐための措置を追加する。
4.	公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化	
	<ul style="list-style-type: none"> 公益通報から1年以内の解雇又は懲戒は、公益通報を理由としてされたものと推定 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰)、法人に対する法定刑(3,000万円以下の罰金)の重科 公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いの禁止、分限免職又は懲戒処分をした者への直罰(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰) 	不利益な取扱いについて、例示(地位の得喪に関すること、人事上の取扱いに関すること等)により明確化する。

内部通報における社内体制を整備することは、単に法令を遵守するために必要というだけでなく、従業員が安心して働く環境が整い、優秀な人材確保にもつながります。労働者数が300人以下の事業者においては、体制整備については努力義務ですが、内部通報制度は問題の早期発見のための重要な仕組みです。人数規模にかかわらず、内部通報制度を前向きに活用できる体制整備が望まれます。

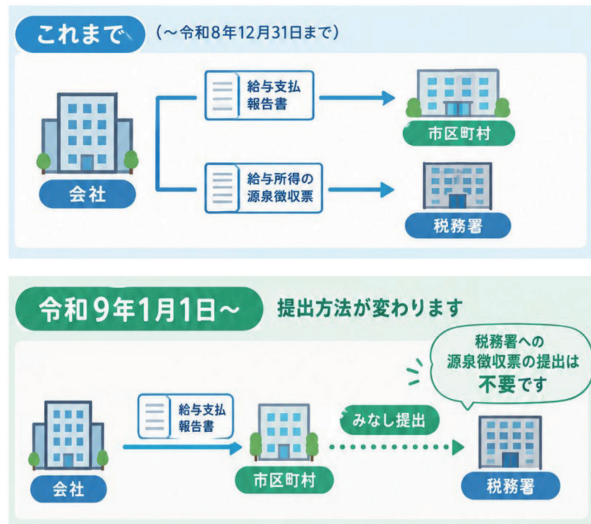
ご不明な点等ございましたら担当者までお問い合わせください。

Topics 2. 令和9年1月から源泉徴収票の提出方法が変わります

令和9年1月1日以後、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合、税務署へ提出する源泉徴収票を提出したものとみなす「源泉徴収票のみなし提出の特例」がスタートします。

Point1 税務署への源泉徴収票の提出が原則不要に

従来、給与の支払いをする事業者は、従業員等の住民票がある市区町村に給与支払報告書を提出するほか、対象者の源泉徴収票を事業者の所轄税務署にも提出する必要がありました。「源泉徴収票のみなし提出の特例」により、給与支払報告書を市区町村へ提出すると、給与所得の源泉徴収票が税務署に提出されたものとみなされ、税務署提出用の源泉徴収票の作成・提出が不要になります。



Point2 従業員への交付はこれまでどおり

今回の改正は行政機関への提出方法が変わるものです。
従業員へ交付する源泉徴収票は、これまでどおり全員に交付する必要があります。

Point3 一部の源泉徴収票、法定調書合計表は要チェック

●「源泉徴収票のみなし提出の特例」対象外について

出国により非居住者となった方への支払いなど、給与支払報告書を市区町村へ提出しない場合は、「源泉徴収票のみなし提出の特例」の対象外となります。そのため、税務署への源泉徴収票の提出が必要となります。

● 法定調書合計表について

「源泉徴収票のみなし提出の特例」が適用される給与については、「法定調書合計表」の「給与所得の源泉徴収票合計表」欄への記載は不要となります。

提出方法の変更に伴い、法定調書および給与支払報告書の提出実務にも一部変更があります。変更内容を事前に確認し、令和9年1月の提出業務に備えておきましょう。

Topics 3. 外国人社員にとっての同一労働同一賃金

1. はじめに

本年10月1日より、いわゆる改正同一労働同一賃金ガイドライン（以下、「改正ガイドライン」）が施行されました。同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の待遇につき不合理な差を解消するためのものですが、これはもちろん、外国人社員にも適用されます。なお、非正規労働者同士で日本人と外国人との間で差別的な取り扱いがあった場合は、労働基準法第3条違反となりますので、労基署の是正勧告に従わない場合は、書類送検や6ヶ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金の対象になる可能性があります。

2. 欧米における同一労働同一賃金

我が国で現在問題になっているのは、正規労働者と非正規労働者の間の賃金格差ですが、欧米では過去から引き続き、男女間の賃金格差が論点になっています。例えば米国では、1963年のケネディ政権下の連邦法 Equal Pay Act により、性別による賃金格差が禁止されています。しかし、賠償責任が不十分なこともあり、今でも賃金の男女間格差が解消されているとは言えず、白人男性労働者の平均賃金を1ドルとすると、全米の女性の平均賃金は78セント、ラテンアメリカ系の女性の平均賃金は56セントというデータもあります。

3. 外国人技能実習生・育成就労外国人・特定技能外国人

正規/非正規の外国人労働者の話に戻しますと、厚労省が令和7年8月に公表した「令和6年外国人雇用実態調査の概況」によると、正規労働者が58.3%、非正規労働者が41.6%となっています。「外国人技能実習生」「育成就労外国人」「特定技能外国人」は特有の制度ですので、留意が必要でしょう。

これら3つの在留資格は有期雇用契約ですので、非正規労働者にあたりますが、フルタイム勤務で、就労期間も長期に渡る場合があります。最大就労期間は、外国人技能実習生で5年、育成就労外国人で3年、特定技能外国人1号で5年ですが、外国人技能実習生や育成就労外国人から、特定技能外国人に在留資格を変更することもできますので、同一企業に8年から10年就労することも可能となります。そうすると、改正ガイドライン中にある「労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる」「一定の期間勤務した」労働者に当てはまり、特段の留意が必要になると思われます。

4. 改正ガイドラインの適用例

① 無事故手当

改正ガイドラインには、「通常の労働者の業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同じの無事故手当を支給しなければならない」とあります。いわゆるハマキョウレックス事件最高裁判決（平成30年6月）を踏まえた表現と思われるが、令和7年4月から特定技能1号の対象職種に自動車運送業が加えられたため、外国人ドライバーは増加しています。業務の内容が通常の労働者（正社員）と同じであるなら、支給が必要と考えられることになります。

② 夏季冬季休暇

改正ガイドラインには、「短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同じの夏季冬季休暇を付与しなければならない」と明記されています。日本郵便事件最高裁判決（令和2年10月）を踏まえたものと思われるので、勤続年数に関わらず検討すべきと考えられます。

5. おわりに

改正ガイドラインに違反した場合、直ちに罰則が課せられる訳ではありませんが、都道府県労働局長による指導・勧告の対象となり、それでも改善されない場合は、企業名公表があります。こうしたリスクも認識した上で、対応していただきたいと思います。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《霜月》「栄光のエア・ケイ」

日本テニス界に数々の偉大な足跡を残した錦織圭選手。世界の頂点に挑み、コートで堂々と躍動する姿は誇らしく、まさに多くの人々の憧れでした。学生時代にテニス部で汗を流していた私も、その活躍に夢中になった一人です。部活動の練習後には仲間たちと、彼の代名詞であるジャンプショット「エア・ケイ」を真似しては、その難しさに驚かされたことも今では良い思い出です。

世界ランキング4位という前人未到の偉業はもちろんですが、私たちが何より魅了されたのは、幾度もの怪我や手術を乗り越え、それでもな

お何度もコートに立ち続けた不屈の情熱でした。世界の厚い壁に果敢に挑み続け、揺るぎない意志で道を切り拓いてきたその姿は、多くの人々に大きな希望と勇気を与えてくれました。

長年にわたり日本テニス界を牽引し、数々の素晴らしい景色を見せてくれた挑戦の軌跡に、心からの敬意と感謝を捧げます。コート上で示してくれたあの不屈の闘志を胸に、私たちもまた、それぞれの舞台で自らの道を歩み続けていきたいと思います。

(絵)